

令和4年度 いわぬま地元応援割増商品券販売事業実施要領

1. 実施目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している市内小規模事業者等を応援するため、市民の購買意欲を刺激する割増商品券の販売事業を実施する。

2. 主催

岩沼市地元応援割増商品券販売事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3. 事業名称

いわぬま地元応援割増商品券販売事業

4. 事務局の設置

事業を運営するため、実行委員会の会長が所属する団体に事務局を置く。

5. 商品券の概要

(1) 名称

いわぬま地元応援割増商品券（以下「商品券」という。）

(2) 発行セット数

20,000 セット

(3) 商品券の内容

①商品券1枚あたりの額面：500円

②販売価格：1セット5,000円

③1セットの内訳：全店共通券 5枚、地元応援券 10枚（7,500円相当）

※全店共通券：参加要件を満たす全ての商品券取扱店舗等（以下「取扱店」という。）で使用できる。

地元応援券：参加要件を満たす取扱店うち、次のいずれかに該当する店舗等
で使用可

(a)市内に店舗等がある小規模事業者

(b)小売業者または飲食業者で、大規模な店舗等に該当しない
事業者（大規模店舗等の要件は別に定める）

④購入可能数：1世帯あたり最大4セット

⑤有効期間：令和4年9月1日(木)～11月30日(水)

(4) 購入対象者

- ①岩沼市の住民基本台帳に登録されている世帯主
- ②その他、上記以外で購入対象と実行委員会が認める者

(5) 適用範囲

- ①取扱店で有効期間内に限り利用可能。
- ②購入後の返金はできない。
- ③現金との引換はできない。
- ④つり銭は支払いをしない。
- ⑤盗難、破損、紛失又は偽造、模造等に対して実行委員会は責任を負わない。
- ⑥複製されたものは無効とする。
- ⑦以下の物品及び役務の提供には使用できない。
 - (a)不動産又は金融商品
 - (b)たばこ
 - (c)切手、商品券、プリペイドカードその他換金性の高いもの
 - (d)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - (e)国税又は地方税、使用料その他の公租公課

6. 商品券の販売

(1) 販売期間：令和4年9月1日(木)～9月7日(水)

(2) 販売場所

販売場所は次のとおりとし、各店舗の取扱時間など詳細については、別途定めるものとする。

- ①みやぎ生協協同組合 岩沼店
- ②フーズガーデン玉浦 食彩館
- ③フレスコキクチ 岩沼西店
- ④ホテル原田

(3) 管理等

- ①商品券の配送から回収・破棄まで、全ての段階における安全かつ確実な配送業務を行うこと。現金と同様に取扱いが必要であるため、十分なセキュリティを講じること。

- ②商品券販売の場所、日時等は広く市民へ周知すること
- ③その他、実施に関し必要な事項は、販売所と協議の上別に定めるものとする。

(4)追加販売等

商品券販売事業については十分な予算を確保しているが、万が一、申込多数となった場合は商品券の追加販売を行う。

また、当初の販売において、商品券が多数余った場合は、追加販売分として取扱い、詳細については、実行委員会長が別に定めるものとする。

7. 取扱店について

(1) 参加要件：次のいずれかに該当する事業所

- ①岩沼市内に店舗や事務所等を有する事業者
- ②岩沼市商工会又は岩沼市観光物産協会の会員事業所

(2) 大規模な店舗等

大規模小売店舗立地法に基づき、「市内の店舗面積の合計が 1,000 m²以上」に該当する店舗のこと。または、資本金について、2,000 万円以上とすること。

(3) 登録方法等

- ①岩沼市商工会会員については7月20日(水)に郵送にて、「登録申請書」等の周知を行う。
- ②7月20日(水)より事務局及び岩沼市ホームページに募集案内を掲載する。
- ③商品券の取り扱いを希望する店舗は、「登録申請書」に必要事項を記載の上、事務局へ提出を行い取扱店の登録を行う。登録に際して、商品券の利用対象外の商品・サービスがある場合には、消費者の誤解を招くことの無いように対応を行うこと。
- ④登録された取扱店は、事務局及び岩沼市ホームページに掲載し、随時更新を行う。
- ⑤申込期限：10月31日(月)
※8月12日(金)正午までに申し込みがあった取扱店のみ、別途発行する「取扱店一覧」に掲載する。

(4) 取扱店登録事業所の責務

- ①取扱要項について必ず遵守すること。
- ②商品券取扱期間途中の取り止めは認めない。

- ③商品券を受け取った場合、再利用防止のため裏面にゴム印等で事業所名を記載する。
- ④偽造品や不正に使用されていることが明らかな商品券の受取りは拒否し、その事実を速やかに事務局まで報告すること。
- ⑤飲食店(接待を伴う飲食店を含む)を営む事業者については、感染対策を徹底し飲食店を県が認証する新しい制度に申請するなど、感染症対策に十分に配慮して営業を行うこと。
- ⑥利用期間を過ぎた商品券は受取を禁止する
- ⑦購入者による不正利用を防止する措置を可能な限り講じること

8. 商品券の換金

- ①受付期間内に、別に定める「換金請求書」に必要事項を記入の上、事務局へ提出を行うこと。
- ②額面額を換金すること。但し、岩沼市商工会に加入していない事業者にあつては、商品券の換金時に5%の手数料を負担するものとする。
- ③取扱店からの請求に対して(換金スケジュール参照)換金の支払いを行うこと。
- ④原則、振込による支払し、振込手数料が低廉となるよう工夫すること。

【換金スケジュール】

受付時間 午前9時～午前11時30分、午後1時～午後3時)

	受付日	送金日
第1回	令和4年9月15日(木)	令和4年9月30日(金)
第2回	令和4年9月30日(金)	令和4年10月14日(金)
第3回	令和4年10月14日(金)	令和4年10月31日(月)
第4回	令和4年10月31日(月)	令和4年11月15日(火)
第5回	令和4年11月15日(火)	令和4年11月30日(水)
第6回	令和4年11月30日(水)	令和4年12月15日(木)
第7回	令和4年12月7日(水)	令和4年12月15日(木)